

日本産業規格

令和6年3月1日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和6年3月1日

厚生労働大臣 武見 敬三

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

体内留置排液用チューブ及びカテーテル	T 3 2 1 5
中心静脈用カテーテル	T 3 2 1 8
インスリン皮下投与用注射筒	T 3 2 5 3
カテーテル拡張器	T 3 2 6 0
滅菌済みカテーテルイントロデューサ	T 3 2 6 1
イントロデューサ針	T 3 2 6 2
単回使用滅菌済み血管内カテーテル	T 3 2 6 8

（内容省略）

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ(<https://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。